

令和8年度 最上町空き家除却補助金（概要）

町内に存する老朽化した空き家を解体しようとしている所有者等に、解体工事費の一部を補助します。

特定空き家等：補助対象経費に1/2を乗じて得た額（上限100万円）

（特定空き家等と同等かつ住宅地区改良法施行規則の住宅の不良度が100点以上のもの）

不良住宅等：補助対象経費に1/2を乗じて得た額（上限50万円）

（周囲に悪影響を及ぼしている又は及ぼす恐れがあるものかつ
住宅地区改良法施行規則の住宅の不良度が50点以上のもの）

○対象空き家：下記全てに該当する空き家

- (1) 町内に所在するもの
- (2) 現に1年以上使用されていない建築物
- (3) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたもの
- (4) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、この限りではない。
- (6) 建築物の所有者と当該建築物が所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者から当該建築物の除却について同意を得られているもの
- (7) 最上町空き家等対策協議会で補助金交付についての承認を得たものであること
- (8) 過去5年以内に他の補助金を使用し、利活用するための事業を実施していないこと

○補助対象者：区分に応じ下記の要件を満たす者

- (1) 現に町内に住所を有する者
 - ア 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に所有者として記載されている者及び全ての共有者等（当該補助対象空き家が複数人の共有である場合における全ての共有者及び相続人をいう。以下同じ。）
 - イ 直近の年度の住民税が非課税または住民税均等割のみ課税であること
 - ウ 町税等の滞納がない者
 - エ 暴力団関係者でない者
- (2) 現に町外に住所を有する者
 - ア 前号ア、ウ及びエに掲げる者

○補助対象経費：下記のいずれかに該当するもの

- (1) 建築物の解体に要する工事費
- (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費（家財道具、車両、機械、立木等の処分費を除く。）

【本補助金担当】

最上町役場 総務企画課 まちづくり推進室 TEL0233-43-2261

メール: machizukuri@town.mogami.lg.jp

〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町 644

補助申請の流れ

①事前調査申請

事前調査申請があった空き家について、町が老朽度についての現地調査及び所有者の確認を行います。

事前調査受付期間 令和8年5月31日(日) ※消印有効

※共有者がいる場合、または相続人が複数いる場合、この段階までに解体についての同意・確認をお願いします。

(補助対象事業決定後、同意が必要となる方全てについて同意書への署名・捺印が必要となります。)

最上町空き家等対策協議会での審査

6月中

補助対象事業とするかの可否について、最上町空き家等対策協議会で審議し決定します。

②交付申請

6月下旬～7月中旬

協議会で、補助対象事業として決定された解体工事について、工事着工前に交付申請を行っていただきます

※この段階で、共有者がいる場合、または相続人が複数いる場合、解体についての同意が必要となります。

※工事費の見積もりの提出が必要となります。

交付決定

8月中

着工

※交付決定後に着工をお願いします。

決定前に着工された工事については補助対象外となります。

※交付決定後120日以内に解体工事完了をお願いします。

③実績報告

補助金額確定

④補助金請求

補助金支払い